

(参考訳)

標章を使用する意思の宣言書：

米国

国際登録願書/事後指定書において、米国を指定することにより、以下に署名する者は次の宣言をする、

- (1) 出願人/名義人には、国際登録願書/事後指定書に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する真生がある。
- (2) 署名者には、出願人/名義人に代わって、この宣言を実行する権限が適切に与えられている。
- (3) 署名者は、出願人/名義人には、国際登録願書/事後指定書に示された商品/役務に関して、米国議会の規定により、標章を商業上使用する権利があると信じる。そして、
- (4) 署名者の知り得る、信じ得る限りにおいて、他のどんな個人、会社、企業、団体又はその他の法人は、彼らの商品/役務に関し使用された場合、混同、誤解、又は詐称を引き起こす様な当該標章と同一の、または類似の形態で商業上標章を使用する権利を有しない。

私は、米国法にある偽証罪のもと、これまでの全ての陳述は、私の知り得る、信じ得る限りにおいて、真実であり、正確であることを宣言する。私は、故意の虚偽申立等は、出願書類、又はその結果としてのいかなる登録の有効性を危うくし、罰金又は禁固刑、またはその両方により罰されることを承知する(18 U.S.C. section 1001), 35 U.S.C. section 25(b)。

サイン

作成日 (dd/mm/yyyy)

サイン者の名前 (活字体)

サイン者の役職

説明事項

この宣言書は、以下の者により署名されなければならない：

- (1) 出願人/名義人、または出願人/名義人を拘束する法的な権限を有する者。
- (2) 事実関係を直接に把握し、出願人/名義人に代わり行動する権限を実際に有する又は有すると思われる者。
- (3) 37 C.F.R. section 10.1(c)のもとに米国特許商標庁に対し業務を行う権限を与えられ、出願人/名義人から実際の書面又は口頭での委任を受けた又それと思われる委任を受けた弁護士。

国際事務局により要求される情報

(下記の情報はこの様式が国際登録願書または事後指定書と別に送られる場合に、記入しなければならない。)

国際事務局 書類記号・番号(欠陥通報に表示されている).....
基礎出願番号 基礎出願の日
基礎登録番号 基礎登録の日
国際登録番号
出願人/名義人の氏名